【A0805 | 30年 | 平成59年4月1日 | 安全】 平成3年4月1日

(企) 第9号

本 部 各 部 課 長 各 警 察 署 長

三重県警察本部長

地域交通安全活動推進委員制度の運営について (例規通達)

改正 平4 (務) 第38号、平11 (交企) 第7号、平12 (交企) 第32号、平17 (交企) 第6号、平18 (務) 第29号、平29 (交企) 第37号

この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成2年法律第73号)の施行により、駐車問題をはじめとする地域における道路利用の方法等の交通問題に取り組む地域のリーダーとして、地域交通安全活動推進委員制度が新設された。この制度の運用については、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)並びに地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程(平成2年三重県公安委員会規程第6号。以下「規程」という。)によるほか、具体的推進要領は次のとおりであるので効果的な運用に努められたい。

第1 制度の趣旨

駐車問題をはじめとする道路利用の方法等交通問題を解決するためには、行政機関による一方的な取組みだけでは不十分であり、地域住民のモラルを高めるとともに、その理解と協力の下に地域ぐるみでこの問題に取り組む必要がある。

現在、警察では、交通安全協会をはじめとする駐車対策協議会、自治会、町内会等の各種団体及びこれらの役員、交通指導員等のボランティアの協力を得て地域ぐるみの取組みに努めているところであるが、このような活動を一層効果的なものとし、地域住民のモラルを向上させるための運動等のリーダーとして、地域交通安全活動推進委員制度が確立されたものである。

しかしながら、地域住民に対する交通安全教育が求められている現下の情勢をみると、地域の交通事情に精通し、また地域における交通安全活動のリーダー的な役割を果たしている地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)に住民に対する交通安全教育を交通安全教育指針に従って行わせることが効果的であると考えられることから、推進委員の活動として当該教育を行わせることとした。

また、この職務上の義務の履行を確実に担保するため、推進委員の解嘱事由に職務上の義務違反を加えることとしたものである。

第2 推進委員

1 警察署長による推進委員の推薦

- (1) 警察署長が、規則第1条第1項及び規程第4条第2項の規定により推進委員を推薦する場合には、活動区域内に居住し、又は勤務する等活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29第1項各号の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、次の事項を明らかにして推薦書(様式第1)により三重県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に推薦するものとする。
 - ア 氏名、住所、年齢、職業、経歴(ボランティアとしての活動歴を含む。)及び健康状 態
 - イ 関係団体からの推薦等推進委員として適当と認められる理由
 - ウ 推薦者の意見等

(2) 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること(第1号)とは、人格識見共に優れ、 行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。
- イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること(第2号)とは、交通の安全と 円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的かつ自 発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。
- ウ 生活が安定していること(第3号)とは、経済的、社会的及び家庭的に見て、その人の生活基盤が安定していることをいい、経済的観点から見ると推進委員が名誉職であることから、その給与等に頼らなくても十分に生活できることをいう。
- エ 健康で活動力を有すること (第4号) とは、心身共に健康であり、推進委員としての 活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいい、年齢 的には、おおむね70歳以下の者をいう。

2 配置基準及び活動区域

(1) 配置地域及び配置人数

推進委員は、地域における駐車問題をはじめとする交通問題を解決するための活動を行 うものであることにかんがみ、一の地域に偏重することのないように、別表「地域交通安 全活動推進委員配置基準」に基づき委嘱するものとする。

(2) 活動区域

ア 推進委員の活動区域は、原則として委嘱された一の警察署の管轄区域内の活動区域に おいてその活動を行うものであるが、当該活動区域外において活動を行う場合において は、口頭又は文書により、その所属する地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議 会」という。)を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長(以下 「管轄署長」という。) に届出を行わせるものとする。

- イ 前記アの届出を受けた管轄署長は、活動区域外活動承認申請書(様式第2)により三 重県警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して公安委員会の承認を求め、活動 区域外活動承認書(様式第3)の交付を受けるものとする。
- ウ 管轄署長は、推進委員がその活動区域外において活動を行うときは、活動区域外活動 承認書の写しを交付し、活動中これを推進委員に携帯させるものとする。
- 3 推進委員に対する活動上の指導事項

管轄署長は、法第108条の29第2項各号及び規則第4条各号に定める推進委員の活動 については、次の事項を指導するものとする。

- (1) 地域住民に対し交通安全教育をする活動(法第108条の29第2項第1号)とは、歩行者や運転者が道路を安全に通行するための必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施すれば足り、次に掲げる具体的な交通安全教育活動に努めること。
 - ア 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所 等を示すとともに、歩行中の事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法 を理解させる交通安全教育を実施する。
 - イ 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通 行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全 教育を実施する。
 - ウ 警察、交通安全協会などが実施する交通安全教育に講師として参加し、地域において 道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する。
 - エ 警察、交通安全活動推進センター等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する。
- (2) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるため の運動の推進(法第108条の29第2項第3号)とは、次に掲げる活動に努め、地域住 民の駐車問題等に関する意識を高めるように活動すること。
 - ア 違法駐車追放キャンペーンを行うなど駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る活動
 - イ 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があることな ど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深める ための広報啓発活動
 - ウ 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐車に資するための情報 を提供する活動
- (3) 広報及び啓発をする活動(第1号)とは、形式的な活動に流れることなく地域の交通状況に応じた事項を取り上げ、(2)に掲げるもの以外で、次に掲げる具体的かつ地域に密着

した広報啓発活動に努めること。

- ア 交通事故防止や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど交通問題に関する住 民運動の盛り上げを図る活動
- イ 夜間に横断歩道等で飛び出しによる事故が多発しているなど、地域の具体的な交通の 状況を踏まえて、交通対策の必要性について理解を深めるための広報啓発運動
- ウ 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動
- (4) 協力を要請する活動(第2号)とは、他の活動に比べ他人の権利及び自由を侵害する可能性があることから、次に掲げる活動方法等に関する公安委員会等の指導事項に留意させるとともに、実質的な広報啓発活動である場合を除き、推進委員単独の判断での活動は行わず、管轄署長の指導及び協議会の調整に基づく活動に努めること。
 - ア 自治会、町内会に対する働き掛けは、
 - ・ 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を採り上げること。
 - 町内会、自治会で、駐車場のない施設に自動車で出かけないことの申し合わせを行うこと。

などの働き掛け

- イ 各種行事主催者に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等 の自主的な交通対策を講ず旨の働き掛け
- ウ 大型ビルの建築等に伴う関係者に対する自主的交通安全対策など先行対策の働き掛け エ 企業、商店等に対する
 - ・ 貨物搬入と混雑時間帯を避けること。
 - ・ 顧客や取引先に対して駐車場利用を呼び掛けること。
 - ・ 店頭に駐車場案内板を設けること。
 - 従業員に対する安全教育を行うこと。
 - 点字ブロックに商品を置かないこと。
 - ・ 暴走族の集会に利用させる会社等の駐車場に、夜間、車両の侵入ができないような 措置を講ずること。

などの働き掛け

(5) 住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動(第3号)とは、次に掲げる活動等に努め、相談に係る事項が他の協議会の管轄区域に関するものであるときは、所属協議会を通じて、関係協議会と連絡を図って処理すること。

また、「その他の援助」は、推進委員として可能な範囲内での援助であり、例えば、交通問題の解決に関するパンフレット等があればこれを相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察機関等の担当部門との連絡の労を取ったりすること等をいう。

- ア 地域における交通規制、信号機の設置等に関して、住民の相談に応じること。
- イ 迷惑駐車等の問題に対して、電話、応接等を通じて相談に応じること。

- (6) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する 活動 (第4号)とは、次に掲げる活動等で、警察機関等に関する活動のほか、純粋に民間 ベースの活動をも含むものであること。
 - ア 交通安全運動等に協力する。
 - イ 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。
- (7) 前各号又は法第108条の29第2項第1号若しくは第2号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動(第5号)とは、次に掲げる活動等に努め、特別の権限が与えられていないことを踏まえ、みだりに関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように努めること。
 - ア 相談者に適切な助言をするため、相談者の求めに応じて必要な調査をする。
 - イ 地域の実情に応じた広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査する。

4 活動の対象範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑 に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。

例えば、道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請活動等は行うことができるが、道路の占有物件の保全に必要な事項など交通の安全と円滑とは関係のない事項に関し指示、注意等を行うことはできない。

5 推進委員の遵守事項

推進委員に対し、規則第5条に定める次の事項を遵守するよう十分に指導するほか、推進 委員がこれらに違反したと認められるときは、当該推進委員を解嘱すべき場合を除き、個別 に必要な注意等をするものとする。

- (1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと(法第108条の29第3項)とは、交通安全教育指針に従って交通安全教育を行うことができるよう、平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域住民に対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにする。
- (2) 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること(第1項前半部分)とは、 平素から、住民の意見と要望を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心たん懐に活動の在り方を省みるなど、真しな対応を図ることである。
- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること (第1項後半部分)とは、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくても憲法に保障された 国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれ、次のような場合をいう。
 - ア 交通安全に関するパンフレットの受取りを拒否した者に無理強いをしてこれを受取らせること。

- イ 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催物の開催を邪魔すること。
- ウ 相談者の秘密を漏らすこと。
- エ 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込むこと。
- (4) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと(第2項)とは、特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する政治的行為の制限の適用はないので、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにするものとする。

「政党のため」とは、特定の政党を結成し、特定の政党に加入し、若しくは特定の政党を支持し、又は特定の政党から脱退し、若しくは特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える 意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称と推進委員としての活動に伴う影響力 を行使することを意味し、次の事例が挙げられる。

ア 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を 依頼する。

イ 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

6 身分証明書等の携帯及び提示

推進委員の活動に当たっては、必ず身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは これを提示するほか、規則第7条の標章を着装すること。

7 報告等

- (1) 推進委員は、活動中把握した交通の安全と円滑に資するため必要と認める意見について は、地域交通安全活動推進委員意見書(様式第4)により地域交通安全活動推進委員協議 会会長(以下「会長」という。)に報告するものとする。
- (2) 管轄署長は、推進委員の活動について、地域交通安全活動推進委員活動状況表(様式第 5)により毎月協議会から報告させることとし、その活動状況を把握するものとする。

第3 講習及び研修等

1 委嘱時の講習

管轄署長は、推進委員を委嘱したときは、規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習(以下「講習」という。)を行うように努め、活動を開始するまでの間に職務遂行上必要な知識及び技術を修得させるものとする。

2 委嘱後の研修

委嘱後は、毎年1回研修会を実施するほか、活動要領について実践指導を行うものとす

る。

3 講習及び研修の実施基準

講習及び研修の実施は、推進委員に対し必要な基本的知識を修得させることにより推進委員の資質の向上を図るもので、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 道路交通の現状に関する知識
 - ア 道路交通情勢と交通事故の発生実態
 - イ 交通安全対策上の問題点と今後の課題
- (2) 道路交通法令の基礎的知識

次に掲げる法律等に規定する交通の安全と円滑に関する事項のうち、推進委員として活動を行う上で必要と認められるもの

- ア 道路交通法
- イ 自動車の保管場所の確保等に関する法律
- ウ 交通の方法に関する教則
- (3) 推進委員としての心構え等
 - ア 推進委員制度の趣旨と推進委員が果たすべき役割
 - イ 推進委員の職務と限界
 - ウ 協議会及び交通安全活動推進センターとの関係
- (4) 活動要領
 - ア 法第108条の29第2項第1号及び第2号並びに規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容
 - イ 各活動に関する公安委員会の指導方針
 - ウ 活動上の注意事項
 - エ 効果的な活動事例と活動方針
- (5) 交通安全教育の実施要領
 - ア 地域における住民に対する交通安全教育の重要性
 - イ 交通安全教育指針の内容

第4 解嘱等

1 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき(第1号)とは、 前記第2の1の(2)に定める委嘱の要件の判断基準による。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき(第2号)とは、法第108条の29第3項、規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときをいい、その

判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

(3) 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき(第3号)とは、推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的若しくは、反道徳的な行為をしたときをいう。

2 解嘱の手続

管轄署長は、推進委員に前記1の各号に定める要件のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を明らかにし、公安委員会に当該推進委員の解嘱を求めるものとする。

第5 協議会

1 設置の趣旨

推進委員の相互連携と推進委員を管轄する警察署との連絡調整を図り、推進委員の効果的な活動と推進委員制度の効果的な運用を確保するため、警察署ごとに設置する。

2 協議会の事業運営に対する指導事項

管轄署長は、次の事項に留意し、法第108条の30第2項、規則第12条に定める協議 会の事業の運営について、指導するものとする。

- (1) 推進委員の活動方針(重点的に取り組むべき活動内容、活動地域、月間、年間の活動の 目標等をいう。)を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、管轄署 長と緊密な連絡を取ること。
- (2) 推進委員相互の連絡及び調整に当たるため推進委員の担当地区等を設定する場合には、 交番及び駐在所の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案すること。
- (3) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を収集した場合は、適切な方法で推進委員に伝達し、これを活用すること。
- (4) 推進委員の活動に対する広報宣伝は、ポスター、広報紙誌などにより活動に伴う効果的な事例を積極的に広報宣伝し、推進委員の活動について地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるようにすること。
- (5) 推進委員が活動を行うに当たって使用する資器材については、管理台帳を作成し、その管理に問題がないよう配意すること。

3 意見の申出

(1) 申出の手続

ア 意見の申出は、規程第12条に定める地域交通安全活動推進委員協議会意見書により、会長名で行わせるものとする。

イ 意見の申出は、管轄署長の所掌事務に関する意見を申し出る場合には管轄署長あて に、公安委員会に意見を申し出る場合には管轄署長を経由して行わせるものとする。

(2) 申出事項

意見の申出事項は、公安委員会に係る所掌事務の範囲のうち次の事項とするものとす

る。

- ア 推進委員に対する講習又は研修の内容に関する事項
- イ 推進委員が使用する資器材に関する事項
- ウ 交通規制に関する要望等推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安 全と円滑を確保する上で必要と認められる事項
- エ その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項
- (3) 意見に対する措置
 - ア 管轄署長は、公安委員会に対する意見の申出を受理した場合は、当該協議会の意見に 対する署長意見を付した上、公安委員会に送付するものとする。
 - イ 管轄署長は、協議会が申し出た意見のうち理由のあるものについては、交通警察運営 上十分考慮しなければならない。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内でその結果を当該協議会に連絡するものとする。

第6 報告又は資料の提出要求

規則第14条に定める報告又は資料の提出要求の対象となる事項は、法108条の30第2項、規則第12条及び法108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続の状況、会計の処理の状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

第7 勧告

1 勧告の要領

協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、規則第15条に基づき、改善すべき事項、理由、改善の実施期限を明らかにし、当該協議会に必要な勧告を行うものとする。

2 対象事項

勧告は、次の事項とする。

- (1) 業務の実施方法に関する事項
- (2) 役員の選任、変更、解任等に関する事項
- (3) 会計処理の適正化に関する事項
- (4) 資器材の整備管理に関する事項
- (5) その他協議会の適正な運営に関し必要と認める事項

第8 運用上の留意事項

- 1 この制度の運用に当たっては、関係機関、団体及び地域住民の意見をできる限り尊重し、 広報活動等を通じて住民の理解と協力が得られるように配意すること。
- 2 この制度の運用に当たっては、推進委員の活動実態を十分把握するように配意すること。
- 3 推進委員の活動について関係者から不服、苦情、批判等があった場合は、誠実に対処し、制度の運用に支障を来すことのないように配意すること。

第9 報告

管轄署長は、当該推進委員が公務災害を受けたと認めるときは、速やかに地方公務員災害保 障法適用職員の公務災害補償事務取扱いについて(例規通達・昭和43年1月17日(務)第 1号)に定める事務取扱いに準じて報告するものとする。

地域交通安全活動推進委員配置基準表

別表

区 分	配 置 数	区 分	配置数
桑名地区	1 5	松阪地区	2 5
いなべ地区	1 0	大 台 地 区	4
四日市北地区	1 7	伊勢地区	1 8
四日市南地区	2 0	鳥羽地区	9
四日市西地区	1 0	尾鷲地区	7
亀 山 地 区	4	熊 野 地 区	4
鈴 鹿 地 区	2 3	紀宝地区	4
津 地 区	2 0	伊賀地区	1 1
津 南 地 区	1 3	名 張 地 区	1 1
		合 計	2 2 5

三重県公安委員会 殿

警察署長

推薦書

地域交通安全活動推進委員として次の者を推薦します。

フ リ ガ ナ 氏 名		生年月日	年	月	日
				(歳)
		職業			
本籍		(勤 務 先)			
住所		電話	()	
			1		
交 通 安 全					
活動歴					
(健康状態)					
推薦者の意見					
(推薦順位)					

年 月 日

三重県公安委員会 殿

警察署長

活動区域外活動承認申請書

次の者を、委嘱された活動区域以外の区域において、地域交通安全活動推進委員としての 活動を行うことについて承認願います。

1	氏名
2	委嘱された活動区域
3	活動区域以外の区域
4	活動区域以外の区域における活動期間
	年 月 日から 年 月 日までの期間
5	区域外における活動理由及び活動内容

年 月 日

警察署長 殿

三重県公安委員会

活動区域外活動承認書

発第 号の申請に係る活動区域において、地域交通安全活動推進委員として の活動を行うことを次のとおり承認する。

1	地域交通安全活動推進委員名
2	活動区域
3	活動期間
4	条件等

(注) 本承認書の写しを当該推進委員に交付すること。

地域交通安全活動推進委員協議会 会長

地域交通安全活動推進委員 印

地域交通安全活動推進委員意見書

殿

	1 交通安全教育活動	
活	2 道路における適正	件
	な車両の駐車及び道	
	路の使用の方法につ	
動	いて住民の理解を深	
	めるための運動の推	
	進	
内	3 広報啓発活動	
	4 相談活動	
	5 協力援助活動	
容	6 実地調査活動	名
	7 その他の活動	
内容	\$	·

- (注) 1 件名に対応する活動区分を活動内容欄該当番号に○印をすること。
 - 2 意見書は写しをとり推進委員本人が一部を保管すること。

年 月 日 三重県 警察署長 殿 地域交通安全活動推進委員協議会 会長 印 地域交通安全活動推進委員活動状況表 月分) (種 别 活 動 内 容 推進委員数 人(うち男性 人・女性 人) 高齢者に対する教育 幼児・児童の保護者 に対する教育 交通安全教育 活動 警察等が実施する講 習会での講師 警察等と協同による 講習会 道路における 駐車問題等のキャン 適正な車両の ペーン活動 駐車及び道路 の使用の方法 駐車問題等の理解を について住民の理解を深め 深める広報啓発活動 るための運動の推進 駐車に関する情報提 供活動 交通事故防止等のキ ャンペーン活動 交通対策に理解を深 広報啓発活動 める広報啓発活動 各種交通安全に関す る情報提供活動 自治会、町内等に対 する働きかけ 各種行事主催者に対 する働きかけ 協力要請活動 各種工事等に伴う先 行対策 企業・商店等に対す る働きかけ

そ

 \mathcal{O}

他

	相談受理件数	件
相談の受理及び必要な助言その他の援助活動	交通相談日の開催	
	相談に対する助言及び援助活動の内容	
	そ の 他	
	交通安全運動等に対 する協力	
協力援助活動	商店会及び自治会の 自主交通対策に対す る協力	
	そ の 他	
実地調査活動	調査活動の内容	